

長浜市告示第49号

長浜市大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年2月19日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大見いこいの広場の利活用に係る譲渡等において、その優先交渉権者（以下「候補事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）及び長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 本委員会は、大見いこいの広場の利活用に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 募集要項、選定基準等に関すること。
- (2) 企画提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画提案書の評価及び候補事業者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（規則第6条の委員長をいう。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地元地域づくり協議会から推薦を受けた者
- (2) 企業の経理及び経営に関する専門的知識を有する者
- (3) 市民協働部次長
- (4) 北部政策課長

3 委員の任期は、任命の日から候補事業者との契約締結の日までとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民協働部市民活躍課において処理する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月19日から施行し、候補事業者の決定の日をもってその効力を失う。